

仕様書

1 委託業務名称

文化庁京都移転の機運醸成講座等の広報・運營業務及び若手芸術家支援事業の企画・營業業務

2 履行期間

契約の日から令和4年3月31日まで

3 委託金額の上限

金2,950,000円(税込)

4 委託料の支払条件

本市において成果物の検収が完了したのち、受託者からの請求により支払う。
なお、前金払及び部分払は行わない。

5 本仕様書の位置付け

本仕様書は、受託者が実施すべき内容について最低限度の基準を定めたものであるため、留意すること。

6 事業説明

(1) 事業構成

本事業は、以下に示す業務で構成される。詳細は「8 委託内容」参照。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 文化庁京都移転の機運を醸成するための連続講座の広報及び運營業務② 創造都市に関するシンポジウムの広報及び運營業務③ 若手芸術家の社会的・経済的自立に向けた更なる支援事業企画・營業業務 |
|---|

(2) 事業概要

ア 目的

- 市民、事業者の文化芸術に対する戦略的な投資を促し、新たな需要の創出や経済的な価値付けを行い文化と経済の融合を目指す。
- 芸術家は、その地位が確立され、収入が安定するまで相当な苦労がある。芸術家の社会的・経済的地位向上が困難な背景には、国内アート市場が未成熟であることが考えられるため、市民、事業者の現代アートに対する需要を広く喚起するとともに、芸術家の活動への理解を促進する。
- また、文化庁京都移転の意義や効果について検証する、市民を対象とした講座を実施し、移転機運を醸成していくとともに、創造都市に関するシンポジウムを開催することにより、文化芸術と産業経済の融合に関する市民理解を深める。

イ 概要

- 芸術家の収入を安定させ、社会的・経済的地位を向上させるためには、更なる支援の仕組み等の構築が必要である。
- 本市ではこれまで、若手芸術家が収入を得るために必要となる京都市内での作品の制作、発表、販売の支援に取り組んでおり、本事業では作品の保管に関する支援とする。
- また、平成28年度から実施している文化庁京都移転の機運醸成のための連続講座及び本市が創造都市ネットワーク日本の代表幹事を務めていることから、創造都

市に関するシンポジウムを開催する。

7 所与の条件

- (1) 文化庁京都移転の機運を醸成するための連続講座の広報及び運営業務
 - ア 開催日時
令和3年11月上旬（出演者や会場の都合にもよるが、できる限り早期に行うことが望ましい。担当職員と調整すること。）
 - イ 実施回数
1回（※詳細は、「8 委託内容」を参照）
 - ウ 場所
京都市内で交通至便な場所（担当職員と調整すること。）。なお、オンラインとのハイブリッド開催とする。
 - エ 規模
1回当たり100人程度（オンライン参加を含む）
 - オ 実施テーマ
「アート思考」とする。詳細な内容は担当職員と調整すること。

- (2) 創造都市に関するシンポジウム
 - ア 開催日時
令和4年2月上旬（創造都市ネットワーク日本の総会終了後に開催。）
 - イ 実施回数
1回（※詳細は、「8 委託内容」を参照）
 - ウ 場所
京都市内で交通至便な場所（担当職員と調整すること。）。なお、オンラインとのハイブリッド開催とする。
 - エ 規模
1回当たり200人程度（オンライン参加を含む）
 - オ 実施テーマ
「アート思考」とする。詳細な内容は担当職員と調整すること。

- (3) 若手芸術家の社会的・経済的自立に向けた更なる支援事業企画・営業業務
 - ア 支援事業の内容は、アーティストが作品制作後、展示・販売に備えて作品を保管でき、かつ、アート関係者（ギャラリスト、キュレーター、コレクター等）との繋がりが持てる作品保管事業とする。
 - イ 京都市内における作品保管場所については、民設民営により確保されることを目指すものであるから、提案事業については、ビジネスとして持続可能なものであるとともに、想定される実施事業者等も提示すること。
なお、収益性確保の観点等から、提案事業の内容全てが作品保管に関するものでなくとも可とする。

8 委託内容

- (1) 文化庁京都移転の機運を醸成するための連続講座の広報及び運営業務
文化庁京都移転の機運を醸成し、ひいては文化庁移転の認知度を高めることを目的とする本講座の実施に当たり、市民や事業関連団体等に対する効果的な広報及び講座の運営を行う。
 - ア 広報業務
チラシ、ポスター（デザイン、印刷を含む。）作成のほか、受託希望者の提案する

広報の実施

イ 運営業務

会場との調整（会場使用料，設備使用料の支払い含む。），照明・音響・映像機器等の会場運営，全体進行等の会場運営 等

ウ 実施報告書作成業務

業務終了後，速やかに事業の概要（記録写真，原稿起こしを含む。）及び経費支出状況をまとめた事業報告書を提出すること。

エ その他業務

進捗管理，連絡調整，人員確保，計理処理（出演者への謝礼等の支払いを含む*。），業務の総括その他上記に付随する業務

※出演者は，基本的に1回当たり，ファシリテーター1名及びゲスト2名を招聘する。

※出演者への謝礼（33,411円/源泉徴収分を含む。）のほか，必要に応じて，交通費及び宿泊費を支払うこと。ただし，出演者については，少なくとも1名は京都から招聘することを前提とする。

※交通費及び宿泊費は，京都市旅費条例その他の関係諸規則の規定に準じる。

(2) 創造都市に関するシンポジウムの広報及び運営業務

創造都市ネットワーク日本の加盟団体及び市民等に対し，創造都市に関する理解を深めるために開催するシンポジウムに関し，効果的な広報及びシンポジウムの運営を行う。

ア 広報業務

チラシ，ポスター（デザイン，印刷を含む。）作成のほか，受託希望者の提案する広報の実施

イ 運営業務

会場との調整（会場使用料，設備使用料の支払い含む。），照明・音響・映像機器等の会場運営，全体進行等の会場運営 等

ウ 実施報告書作成業務

業務終了後，速やかに事業の概要（記録写真，原稿起こしを含む。）及び経費支出状況をまとめた事業報告書を提出すること。

エ その他業務

進捗管理，連絡調整，人員確保，計理処理（出演者への謝礼等の支払いを含む*。），業務の総括その他上記に付随する業務

※ 出演者は，基本的に1回当たり，ファシリテーター1名及びゲスト2名を招聘する。

※ 出演者への謝礼（33,411円/源泉徴収分を含む。）のほか，必要に応じて，交通費及び宿泊費を支払うこと。ただし，出演者については，少なくとも1名は京都から招聘することを前提とする。

※ 交通費及び宿泊費は，京都市旅費条例その他の関係諸規則の規定に準じる。

(3) 若手芸術家の社会的・経済的自立に向けた更なる支援事業企画・営業業務

ア 若手芸術家の社会的・経済的自立に向けた更なる支援のため，京都市内において，民間による運営を想定した作品保管支援事業の企画

イ 「ア」の提案内容の実現に向け，想定される実施事業者及び関係者等への営業及びその他必要となる資料等の作成

ウ 広報業務

「ア」の提案事業が実現した際の広報業務及び印刷物のデザイン，印刷

なお，内容や数量については，本市と協議のうえ，決定する。また，上記以外の広報について，自由に提案すること。

(4) 運営管理

- ア 委託業務全体のスケジュール管理
- イ 委託業務報告書の作成及び支出に関する証票の管理
- ウ 実施に必要な下見及び手配
- エ 実施に係る進行管理について、一切の責任を持って運営
- オ 関係者、関係団体との調整

9 提出物

- (1) 広報印刷物，資料等
データ及び書面等により，作成後速やかに提出
- (2) 実施報告書
各事業終了後，データ及び書面により，速やかに提出
※ 報告書については事前に案を作成し，本市担当職員の承認を得た後に本成果物として提出すること。
- (3) 業務完了届及び請求書
業務終了後，書面により速やかに提出
- (4) その他本市が指示するもの
9(1)～(3)のほか，本市からの指示に応じて本業務に関する資料を提出

10 留意事項

- (1) 本事業の実施に当たり，制作した著作物等に係る一切の権利は本市が保有し，当該データの加工，二次利用を行うことについて了承すること。
- (2) 受託者は，本業務についての秘密を守り，業務内容を許可なく第三者に公表及び転用しないこと。
- (3) 業務遂行に当たっては，本市と綿密な情報交換を行うとともに，企画・広報内容の決定など判断を要する場合，本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は，京都市の担当者に確認し，その指示に従うこと。
- (4) 各種法令及び基準等を守ること。

11 非常時対応について

自然災害，人為災害，事故等あらゆる緊急事態，非常事態，不測の事態に，適切な措置を講じること。また，事業開催に関し，損害賠償保険，傷害保険等必要な保険に加入しておくこと。

12 その他

- (1) 本業務委託を通して知り得た情報は，第三者へ漏えいしてはならない。
- (2) 成果物に係る著作権は，本市に帰属することとし，受託者は本市の許可なく成果物の内容を公表しないこと。
- (3) 本仕様書に規定のない事項又は本仕様書の規定に疑義がある場合，両者協議のうえこれを定めることとし，もし，協議が調わない場合は本市が定めるものとする。